

宮崎大学医学部附属病院診療情報管理部規程

〔 令和3年3月17日
制 定 〕

改正 令和3年7月21日 令和4年2月16日
令和4年6月29日 令和5年9月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院診療情報管理部(以下「診療情報管理部」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(診療情報管理部長及び診療情報管理部副部長)

第2条 診療情報管理部長及び診療情報管理部副部長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(室)

第3条 診療情報管理部に、次の室を置く。

- (1) 診療情報室
- (2) 診療報酬室
- (3) 医療情報システム室

2 前項各室に室長を置き、第7条に規定する室員の中から診療情報管理部長が指名し、病院長が任命する。

(診療情報室)

第4条 診療情報室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 診療情報記録の様式、記載の管理及び監査に関すること。
- (2) DPC(診断群分類)の適切なコーディングに関すること。
- (3) インフォームドコンセントの運用方針に関すること。
- (4) クリニカルパスに関すること。
- (5) 診療録の開示に関すること。
- (6) 院内がん登録に関すること。
- (7) 診療録等の管理(貸出及び返却を含む)に関すること。
- (8) 医師の事務作業の負担軽減に関すること。
- (9) その他診療情報管理に関すること。

(診療報酬室)

第5条 診療報酬室は、次の業務をつかさどる。

- (1) 保険診療の適正化に関すること。
- (2) 診療報酬請求に関すること。
- (3) 診療報酬改定に関すること。
- (4) 診療料金の算定に関すること。
- (5) 特定共同指導及び個別指導等に関すること。
- (6) 診療報酬請求の指導管理に関すること。
- (7) 診療報酬に係る施設基準に関すること。
- (8) 保険点数の解釈に係る疑義の調査及び連絡に関すること。
- (9) その他診療報酬に関すること。

(医療情報システム室)

第6条 医療情報システム室は、次の業務をつかさどる。

- (1) 医療情報システムの開発及び維持管理に関すること。
- (2) 医療情報システムの構築・運用・セキュリティに関すること。
- (3) 医療用データ及びプログラムの保護管理に関すること。
- (4) 病院情報データの収集・管理に関すること。
- (5) 病院情報ネットワークに関すること。
- (6) 診療情報の情報共有及び伝達確認に関すること。
- (7) その他病院情報システムに関すること。

(室員)

第 7 条 第 3 条第 1 項各号に規定する室に、次の各号に掲げる室員を置くことができる。

- (1) 診療情報管理士
- (2) ドクターズクラーク
- (3) 技術職員
- (4) 事務職員
- (5) その他部長が必要と認めた職員

(運営委員会)

第 8 条 診療情報管理部に、診療情報管理部の運営に関する事項を審議するため、診療情報管理部運営委員会を置く。

- 2 診療情報部運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(管理部会議)

第 9 条 診療情報管理部に、診療情報管理部の課題又は意見を検討・集約し情報を共有するため、診療情報管理部会議を置く。

- 2 診療情報管理部会議は、第 3 条第 1 項各号に規定する室の室長及び室員をもって組織する。
- 3 診療情報管理部会議は、原則として年 2 回開催するものとする。
- 4 診療情報管理部会議で検討した内容は、必要に応じて診療情報管理部長に報告するものとする。

(雑則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、診療情報管理部の運営に関し必要な事項は、診療情報管理 部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。